

○さいたま市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則

平成18年3月30日

規則第40号

改正 平成19年5月30日規則第90号

(趣旨)

第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の施行に関し、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号。以下「令」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）及び埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(動物取扱責任者研修)

第2条 市長は、法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修（以下「動物取扱責任者研修」という。）を受講した動物取扱責任者に対し、動物取扱責任者研修修了証（別記様式）を交付するものとする。

2 動物取扱責任者研修は、省令第10条第3項ただし書の規定により、市長が行う動物取扱責任者研修を受けさせることができない場合に、都道府県知事又は他の指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の長が行う動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができるものとする。

(一部改正〔平成19年規則90号〕)

(許可の有効期間)

第3条 省令第14条に規定する市長が定める許可の有効期間は、特定動物の種類にかかわらず5年とする。

(許可の基準の特例)

第4条 省令第17条第1号ロただし書及びハただし書の規定による市長が認める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣若しくは埼玉県教育委員会の指定を受けた施設において特定動物を飼養又は保管する場合

(2) 社団法人日本動物園水族館協会の会員の施設（前号に掲げる施設に該当するものを除く。）において特定動物を飼養又は保管する場合

(環境省告示の要件の基準)

第5条 省令第17条第1号ハの規定に基づく特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目(平成18年環境省告示第21号)第1条第1号に規定するおり型施設等の要件のうち、おり型の施設については、同号ロの堅牢な構造は別表鉄棒の直径の欄に定める基準を、同号ハの格子の間隔は同表鉄棒の間隔に定める基準を満たすものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条及び第5条の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第390号)附則第2条第2項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に係る特定飼養施設の構造及び規模について適用するものとする。

附 則(平成19年5月30日規則第90号)

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

別表(第5条関係)

特定動物の種類	鉄棒の直径	鉄棒の間隔
1 令別表の1の(1)に掲げる動物 (ヒヒ属、マンドリル属、ゲラダヒヒ属及びひと科の動物を除く)	6ミリメートル以上	30センチメートル以下
2 ヒヒ属、マンドリル属及びゲラダヒヒ属の動物	16ミリメートル以上	5センチメートル以下
3 ひと科の動物	22ミリメートル以上	8センチメートル以下
4 令別表の1の(2)に掲げる動物 (ピューマ、ヒョウ属、ウンピョウ属、チーター属及びくま科の動物を除く)	13ミリメートル以上	8センチメートル以下
5 くま科の動物	19ミリメートル以上	5センチメートル以下
6 ピューマ、ヒョウ属、ウンピョウ属及びチーター属	13ミリメートル以上	12センチメートル以下
7 令別表の1の(3)に掲げる動物	140ミリメートル以上	45センチメートル以下

(ぞう科の動物)		
8 令別表の1の(4)及び(5)に掲げる動物（さい科、かば科、きりん科及びうし科の動物）	140ミリメートル以上	40センチメートル以下

別記様式(第2条関係)

第 号

動物取扱責任者研修修了証

氏 名
(生年月日)

事業所の名称

事業所の所在地

動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項に規定する動物取扱責任者研修を修了したことを証します。

年 月 日

さいたま市長



別記様式（第2条関係）

（追加〔平成19年規則90号〕）